

第2部 教 職 員

第2部 教 職 員

1章 教職員の配置

1節 教職員の配置基準

- 〔1〕 公立小学校及び中学校の教職員配置基準は、次のとおりとする。学級数については、県が定める学級編制基準による。

1 小 学 校

〔1〕 校 長

1校に1人とする。

〔2〕 教員（教頭・教諭）

- ① 次の表のとおり配置する。

教員数には教頭を含むものとする。

学級数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
教員数	2	3	4	5	6	8	9	10	11	12	13	14	15	16	18
学級数	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
教員数	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	31	32	33	34

- ② 特別支援学級（各障害種別）において、担当教員1人当たりの指導児童数が、平均して6人を超える学校には、1人増配置する。
- ③ 指導方法の工夫改善等に積極的に取り組む学校には、学級数及び児童数を勘案し、別途配置する。

〔3〕 養 護 教 諭

- ① 4学級以上の学校に1人とする。
- ② 3学級以下の学校については、児童数、施設、設備、学校保健活動の推進状況等を勘案し、努めてへき地に重点をおいて配置するものとする。
- ③ 児童数が851人以上の学校に1人増配置する。
- ④ ③以外の学校については、児童数及び保健室登校等学校事情を勘案し、1人増配置する。

〔4〕事務職員

- ① 4学級以上の学校に1人とする。
- ② 3学級以下の学校については、次のとおりとする。
 - ア 児童数が25人以上の学校に1人とする。
 - イ 中学校が併置されている場合は、児童及び生徒の数が合わせて25人以上の学校に1人とする。
- ③ 27学級以上の学校に1人増配置する。
- ④ 要保護及び準要保護児童が100人以上、かつその学校の児童数に対する割合が25/100以上の場合、児童数及び学校事務処理体制等の事情を勘案し、必要があると認められる学校に1人増配置する。
- ⑤ 事務の共同実施による事務部門の強化対応を行う学校には、別途配置する。

〔5〕栄養教諭・学校栄養職員

- ① 学校給食（給食内容がミルクのみである給食を除く。以下同じ。）を実施する共同調理場については、次のとおりとする。
 - ア 児童及び生徒の数が1,500人以下の共同調理場に1人とする。
 - イ 児童及び生徒の数が1,501人以上6,000人以下の共同調理場に2人とする。
 - ウ 児童及び生徒の数が6,001人以上の共同調理場に3人とする。
- ② 学校給食の単独実施校については、次のとおりとする。
 - ア 児童及び生徒の数が550人以上の単独実施校に1人とする。
 - イ 児童及び生徒の数が550人以上の単独実施校を有しない市町村に1人とする。
ただし、共同調理場に栄養教諭又は学校栄養職員（以下「栄養教諭等」という。）が配置される市町村は除く。
 - ウ 栄養教諭等が配置されていない単独実施校を8校以上有している市町村に1人とする。
 - エ 栄養教諭等が配置されていない単独実施校の児童及び生徒の数が合わせて800人以上の町村に1人とする。
 - オ 上記以外の単独実施校については、児童及び生徒の数及び学校数等を勘案し配置する。
- ③ 児童の食に関する指導に積極的に取り組む学校には、児童数等を勘案し、1人増配置する。
- ④ 児童の食に関する指導体制の整備に積極的に取り組む市町村には、取組状況等を勘案し、上記①～③の人数の範囲内で、栄養教諭を配置する。

2 中学校

〔1〕校長

1校に1人とする。

ただし、小学校が併置されている場合は、小学校の校長が兼務するものとする。

〔2〕 教員（教頭・教諭）

① 次の表のとおり配置する。

教員数には教頭を含むものとする。

学級数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
教員数	3	5	7	8	10	11	12	13	15	17	18	19	20	22	24
学級数	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
教員数	25	27	29	30	32	33	35	36	37	39	40	42	43	45	47

- ② 特別支援学級（各障害種別）において、担当教員1人当たりの指導生徒数が、平均して6人を超える学校には、1人増配置する。
- ③ 学校規模が14学級以上の上記教員数には、生徒指導専任教諭1人を含むものとする。
- ④ 指導方法の工夫改善等に積極的に取り組む学校には、学級数及び生徒数を勘案し、別途配置する。

〔3〕 養護教諭

- ① 4学級以上の学校に1人とする。
- ② 3学級以下の学校については、生徒数、施設、設備、学校保健活動の推進状況等を勘案し、努めてへき地に重点をおいて配置するものとする。
- ③ 生徒数が801人以上の学校に1人増配置する。
- ④ ③以外の学校については、生徒数及び保健室登校等学校事情を勘案し、1人増配置する。
- ⑤ 小学校が併置されている場合は、小学校の養護教諭が兼務するものとする。ただし、①又は②を満たし、かつ、小学校に配置がない場合、中学校に1人とし、小学校の養護教諭を兼務するものとする。

〔4〕 事務職員

- ① 4学級以上の学校に1人とする。
- ② 3学級以下の学校については、生徒数25人以上の学校に1人とする。
- ③ 21学級以上の学校に1人増配置する。
- ④ 要保護及び準要保護生徒が100人以上、かつその学校の生徒数に対する割合が25/100以上の場合、生徒数及び学校事務処理体制等の事情を勘案し、必要があると認められる学校に1人増配置する。
- ⑤ 事務の共同実施による事務部門の強化対応を行う学校には、別途配置する。
- ⑥ 小学校が併置されている場合は、小学校の事務職員が兼務するものとする。ただし、①又は②を満たし、かつ、小学校に配置がない場合、中学校に1人とし、小学校の事務職員を兼務するものとする。

〔5〕 栄養教諭・学校栄養職員

小学校に同じ。

② 弾力的な学級編制に係る教職員の配置については、次のとおりとする。

1 県が実施する弾力的な学級編制による学級増については、上記①の学級数には含まず、教職員の配置については、1学級増につき教諭又は講師1人とする。

2 市町村が独自に実施する弾力的な学級編制による学級増については、県費負担教職員の配置は行わないため、授業時間数の増加などによって現有の教員に著しい負担を課すことのないよう、実施市町村において適切に措置すること。

③ 併置又は併設型の小中一貫教育推進校においては、指導計画や教育環境の整備状況及び学校規模等の学校事情を勘案し、協議の上、上記①によらない教職員の配置をすることができるものとする。

2 節 学級編制の基準

令和4年度学級編制について

1 学級編制基準

県が定める学級編制基準である、公立小学校及び中学校の1学級の児童生徒数の標準は、下表のとおりとする。

学級編制の区分	学校種別	
	小 学 校	中 学 校
単 式 学 級	第1～3学年 35 第4学年以上 40	40
2 個 学 年 複 式 学 級 (※1)	第1学年の児童 を含む場合	8 (4)
	第1学年の児童 を含まない場合	16 (8)
特 別 支 援 学 級 (※2)	8	8

※1 「2個学年複式学級」とは、引き続き2の学年の児童又は生徒で編制する学級をいい、()内の数字は、2の学年の間に児童又は生徒の存しない学年がある場合（いわゆる「飛び複式学級」）のいずれか一方の学年の児童生徒数である。

※2 「特別支援学級」は、2以上の学年の児童又は生徒の数の合計が8人以下である場合は1学級に編制する。

- (1) 学級は同学年で編制するのが原則であり、できる限り少ない個数の学年で編制し、同学年の児童生徒数は分割しない。
- (2) 児童生徒数が8人を下回っている下の学年から順に編制する。ただし、必ずしも引き続く学年によることを要しない。

2 県が実施する弾力的な学級編制について

「単式学級」において、小学校全学年及び中学校1年生は、上記1の表の学級編制基準（以下「基準」という。）により学年2学級以上の場合、児童生徒数の上限を33人とすることができる。

なお、33人を上限とした場合の学級増は、学年毎に1学級までとする。

2章 教職員の異動

1節 小・中学校

1 異動方針

全県的な視野に立って、教職員の適正配置と人事の刷新を図り、本県教育の振興を期するため、市町村教育委員会との緊密な連携のもと、次の方針によって、市町村立学校の県費負担教職員の異動を行う。

[1] 基本方針

- ① 教育効果の向上を図るための異動を積極的に推進する。
- ② 地域及び学校の特性を勘案のうえ、職員組織の適正化に努める。
- ③ へき地学校の職員組織の充実強化を図る。
- ④ 特別支援教育に当たる職員の適正配置に努める。
- ⑤ 勤務地の固定化の解消に努める。
- ⑥ 広域にわたる人事の交流を推進する。

[2] 実施方針

- ① 年齢、経歴、性別、特性等を考慮して職員組織の適正を図る。中学校の場合は、特に所持免許状の教科（又は得意教科）を十分考慮する。
- ② 同一校勤務3年未満の者は、原則として転任させない。
- ③ 同一校勤務10年以上の者は、努めて転任させる。
- ④ 同一町村に引き続き10年以上勤務した者及び同一市に引き続き15年以上勤務した者は、他の市町村へ努めて転任させる。
- ⑤ 校長、教頭等については、全県的な視野で交流を図る。
- ⑥ 校長の新規採用及び教頭の昇任に当たっては、原則として他の市町村に配置する。
- ⑦ 新規採用者の配置については、初任者研修の実施等を考慮し、必要な調整を行う。また、特別の事情がある場合のほか、努めて出身地を避ける。
- ⑧ 計画的他管交流により転出した者については、他管交流者名簿を作成し、原則として3年勤務したのちに、特に意を用いて異動させる。
- ⑨ へき地学校に相当期間勤務した者については特に意を用い、へき地学校勤務者名簿を作成し、希望地又はへき地学校以外の学校との交流を図る。
- ⑩ 特別支援学級担当者については特に意を用い、特別支援教育の専門性を有する教員を適正に配置するように努める。
- ⑪ 特別の事情がある場合のほか、近親者の同一校勤務を避ける。

2 人事異動の結果

令和5年度の人事異動は、学校及び地域の特性を勘案し、活力ある教育活動が展開されるよう、校長、教頭については、充実した学校経営を期して、人格、識見、指導力のある人材を適所に配置することに努めた。一般教職員については、勤務校固定化の解消、職員組織の活性化を図るとともに、職員個々の能力・適性を生かす配置をすることに努めた。

校長については、退職者が小学校46人、中学校30人、教育行政機関等への転出者13人、計89人に対し、校長採用者は、小学校47人、中学校30人、計77人となった。

この77人の内訳は、小・中学校教頭から新たに登用された者48人、教育行政機関等から採用された者29人であった。

また、校長の転任者は49人（前年度52人）であった。

教頭については、小・中学校教諭から新たに登用された者34人（前年度53人）、教育行政機関等から採用された者が35人、また、転任が76人（前年度66人）であった。

一般職員の転任については、小・中学校合わせて1,039人となり、前年度908人を131人上回る数となった。

これらの異動のうち、へき地交流者数は111人（前年度118人）、他管交流者は66人（前年度65人）である。また、同一校10年以上勤務者については、小学校46人（解消率95.8%）、中学校37人（解消率94.9%）の異動を行った。

小・中学校全体の異動総数（退職・採用・昇任・転任の計）は2,261人となり、前年度の2,000人を261人上回る異動となった。

令和5年度 小・中学校異動集計表

			校長	教頭	教諭	養護教諭	事務職員	栄養教諭 栄養職員	計	4年度	
退職	退職	定年	75	12	183	9	28	1	308	280	
		勸奨	1	2	48	2	1		54	49	
		普通		1	26	1	3		31	18	
		小計	76	15	257	12	32	1	393	347	
	等職	他県へ			8	3				11	3
		弘大附属へ			9					9	7
		高等学校へ									1
		特別支援学校へ			6		1			7	4
		教育庁へ	6	7	12		1			26	32
		市町村へ	7	9	24	2				42	24
		三本木高附属へ			3					3	2
		知事部局へ			1					1	
		弘大教育学部へ(教職大学院)		1						1	
再任用終了			71	3	4	1		79	67		
教諭・栄養教諭へ							1	1			
合計		89	32	391	20	38	3	573	487		
転任・免職採用			49	76	884	74	64	17	1,164	1,026	
採用	等職	他県から			19					19	21
		弘大附属から		3	5					8	8
		高等学校から				1	1			2	1
		特別支援学校から			5	1				6	4
		教育庁から	13	12	1		1	1		28	29
		市町村から	15	20	2	1				38	22
		三本木高附属中から			1					1	2
	知事部局から			1					1		
	弘大教育学部から(教職大学院)	1							1		
	再任用			105	5	14			124	106	
新規	新規学卒			80	4	16			100	64	
	講師から			103	2				105	96	
	その他	48	34	6		2	1		91	134	
	小計	48	34	189	6	18	1		296	294	
合計			77	69	328	14	34	2	524	487	
総計			215	177	1,603	108	136	22	2,261	2,000	

2節 県立学校

1 異動方針

職員の適正配置と人事の刷新を図り、本県教育の振興を期すため、次の方針によって県立学校職員の異動を行う。

〔1〕基本方針

- ① 教育効果の向上を図るための異動を積極的に推進する。
- ② 地域及び学校の特性を勘案のうえ、職員組織の適正化に努める。
- ③ 郡部と市部、高等学校と特別支援学校、高等学校の各課程間の相互の交流を図る。
- ④ 市町村教育委員会との連携を密にして、市町村立学校職員との交流を考慮する。
- ⑤ 勤務校の固定化の解消に努める。
- ⑥ 広域にわたる人事の交流を推進する。

〔2〕実施方針

- ① 年齢、経歴、性別、特性、所持免許状の教科等を考慮して、職員組織の適正を図る。
- ② 教頭及び事務長については、特に意を用い、適任者の配置に努める。
- ③ 同一校（全日制・定時制・通信制の各課程はそれぞれ1校と見なす。以下同じ。）勤務3年未満の者は、原則として転任させない。
- ④ 同一校勤務10年以上の者は、原則として転任させる。
- ⑤ 定時制課程又は通信制課程に相当期間勤務した者は、特に意を用いて異動させる。
- ⑥ 校長の新規採用に当たっては、原則として他の地域に配属する。
- ⑦ 新規採用者の配置については、特別の事情がある場合のほか、出身地を避ける。
- ⑧ 特別の事情がある場合のほか、近親者の同一校勤務を避ける。
- ⑨ 関係学校長の意見を聞いて異動の適正を期する。

2 人事異動の結果

令和5年度県立学校職員の人事異動に当たって特に意を用いたことは、前年度に引き続き、学校及び地域の特性を勘案し、活力ある教育活動が展開されるよう、校長、教頭については、充実した学校経営を期して、人格、識見、指導力のある人材を適所に配置したこと、併せて女性の管理職への登用にも意を用いたこと、一般職員については、勤務校固定化の解消、職員組織の活性化を図るとともに、職員個々の能力・適性を生かす配置に努めたことなどであった。

校長については、退職者等16人、校長採用者は教頭から新たに登用された者が7人、教育行政機関等からの採用が4人、転任者数が15人の併せて42人の異動となった。

教頭については、退職者15人、教育行政機関等への転出者5人、校長への採用者7人、教頭採用・昇任者は、教諭から新たに登用された者が17人、教育行政機関等からの採用が6人であった。また、転任者は29人であった。

一般教職員については、退職者212人、採用者182人、転任者476人の異動となった。

これらの異動のうち、全日制同一校勤務10年以上の解消者数は59人、定・通同一校勤務5年以上の解消者数は10人、特別支援学校同一校勤務10年以上の解消者数は13人となった。

全・定交流については、全日制から定時制・通信制へ28人、定時制・通信制から全日制へ21人であった。

この結果、県立学校の異動総数（退職・採用・昇任、転任の合計）は、985人となり、前年度の996人を11人下回った。

令和5年度 県立学校教職員異動集計表

(高等学校、特別支援学校(盲・聾・養護学校)、県立中学校)

		校長		教頭		教諭		養護教諭		実習助・寄宿		事務・単労・栄養		計	
		前年度		前年度		前年度		前年度		前年度		前年度		前年度	
退	定年	14	22	15	3	70	82	1	4	6	14	16	20	122	145
	勸奨					12	5		1		1		1	12	8
職	普通					3	8	1		1		4		9	8
	小計	14	22	15	3	85	95	2	5	7	15	20	21	143	161
等	他県公立学校へ						2	1						1	2
	附属へ			1		3	3							4	3
	県内小中学校へ				1	6	5	2			1			9	6
	教育庁へ	2	1	4	4	18	14		2		5	6	29	27	
	市町村へ					1	1				1			2	1
	知事部局へ					2	2				1	1		3	3
	独立行政法人等へ			1		2	2							3	2
	再任用					45	34	1	1	3	4	6	8	55	47
その他(栄養教諭等へ)												1		1	
合	計	16	23	21	8	162	158	6	8	10	19	34	37	249	253
転	全日制→全日制	9	9	13	13	222	230	11	4	25	14	42	38	322	308
	全日制→定通制			3	3	18	19	4	1	1		2	3	28	26
	定通制→全日制			3	3	9	7	3		2	2	4	3	21	15
	定通制→定通制			1	2	4	4							5	6
	特支→高校		2	1	1	4	4		1		1	1	4	6	13
	高校→特支	1				1	3	1	2	1			5	4	10
	特支→特支	5	7	8	5	96	94		4	16	2	9	8	134	120
高校→県立中															
県立中→高校								1					1	2	
合	計	15	18	29	27	354	361	19	13	45	19	58	62	520	500
採	新規学卒					8	7	1				2	3	11	10
	講師から					41	53			1	1			42	54
	昇任・その他	7	15	17	13	6	3		1	4	5	8	19	42	56
	小計	7	15	17	13	55	63	1	1	5	6	10	22	95	120
用	他県公立学校から					4	2							4	2
	附属・民間人から			1	1	2	2							3	3
	県内小中学校から					9	7				1			10	7
	教育庁から	3	4	5	3	15	6	1			2	6		26	19
	知事部局から					1	1							1	1
	独立行政法人から	1				2	1							3	1
	再任用					60	61		2	3	11	11	16	74	90
合	計	11	19	23	17	148	143	2	3	8	17	24	44	216	243
総	計	42	60	73	52	664	662	27	24	63	55	116	143	985	996

3章 採用・昇任・退職

1節 採用・昇任

1 小・中学校校長

公立小・中学校の校長の採用候補者の選考制度は、昭和40年度から実施してきた。

選考は、校長の職務の重要性にかんがみ、教育に関する理念や識見を有し、リーダーシップを発揮し、組織的・機動的な学校運営を行うことができる資質を持つ優れた人材を確保するため実施するものとした。

選考の対象は、下記に該当する者である。

- (1) 教職経験年数が10年以上の者。
- (2) 教頭等経験年数は2年以上とする。教頭等経験年数には、国立学校にあつては、公立学校の教頭に準ずる職にあつた期間を含む。
- (3) 年齢は40歳以上、58歳未満とする。
- (4) 原則として小・中・高教諭又は養護教諭の専修免許状又は一種（一級）免許状所持者。

選考方法は、調書を提出させ、その者について面接を行った。

（面接は、令和4年12月10日（土）、12月11日（日）の2日間、青森工業高校で実施）

教育事務所管内別出願・採用状況

教育事務所名 項目	東 青	西 北	中 南	上 北	下 北	三 八	国 立	計
出 願 者 数	人 64	人 40	人 50	人 66	人 25	人 73	人 3	人 321
受 験 者 数	64	39	50	66	23	73	3	318
採 用 者 数	17	7	18	14	10	11	0	77

年 齢 別 受 験 ・ 採 用 状 況

年 齢 項目	40～44	45～49	50～54	55～	計
受 験 者 数	人 0	人 24	人 200	人 94	人 318
採 用 者 数	0	0	30	47	77

2 小・中学校教頭

公立小・中学校の教頭候補者選考は、従来、市町村教育委員会教育長から推せんされた者の中から選考してきたが、昭和54年から出願制度に改めた。

選考は、教頭の職務の重要性にかんがみ、教育に関する理念や識見及び優れた資質能力を有する人材を広く求めるため実施するものとした。

選考の対象は、下記に該当する者である。

- (1) 教職経験年数が10年以上の者。
- (2) 年齢は38歳以上とする。
- (3) 原則として小・中学校の教諭又は養護教諭の専修免許状又は一種（一級）免許状所持者。

論述試験は、令和4年8月10日（水）、各教育事務所ごとに、青森工業高校（東青）、五所川原工業高校（西北）、弘前工業高校（中南）、十和田工業高校（上北）、むつ工業高校（下北）、八戸中央高校（三八）の6会場で実施した。

面接は、令和4年11月5日（土）、11月6日（日）の2日間、論述試験合格者に調書を提出させ、その者について、県総合学校教育センター（東青、下北）、板柳高校（西北、中南）、百石高校（上北、三八）の3会場で実施した。

教育事務所管内別出願・昇任状況

項目	教育事務所名							計
	東 青	西 北	中 南	上 北	下 北	三 八	県立・ 国立等	
出 願 者 数	140	57	118	129	42	145	24	655
受 験 者 数	134	52	117	123	38	137	24	625
面 接 者 数	70	28	58	60	24	62	5	307
昇 任 者 数	13	10	13	12	7	11	3	69

年齢別受験・昇任状況

項目	年 齢					計
	38～39	40～44	45～49	50～54	55～	
受 験 者 数	14	133	228	209	41	625
昇 任 者 数	0	0	22	43	4	69

3 県立学校校長

県立学校の校長候補者選考は、平成17年度から出願制度とした。

選考は人物、勤務実績等を十分に考慮して、単に管理職にある者に必要とされる知識のみならず、県立学校の校長としての職務の重要性に鑑み、教育に関する理念や識見を有し、リーダーシップを発揮し、組織的・機動的な学校運営を行うことができる資質を持つ優れた人材を確保するため実施した。

(1) 選考対象者

県立学校に勤務する教頭で、令和5年3月31日に次の①、②のいずれも満たす者とする。

① 年齢が57歳以下の者

② 教頭の職に2年以上ある者（充て指導主事（教頭）を含む）

(2) 選考方法

出願者全員を対象に、「論述試験－実践レポート－」を提出させ、令和4年10月8日（土）総合学校教育センターにおいて、「面接」を行った。

(3) 出願状況

項目	年 齢					計
	49～50	51～52	53～54	55～56	57～58	
出 願 者 数	0	8	15	19	11	53
採 用 者 数	0	1	1	1	4	7

4 県立学校教頭

県立学校の教頭候補者選考は、平成15年度から出願制度とした。

選考は、人物、勤務実績等を十分に考慮して、単に管理職にある者に必要とされる知識のみならず、県立学校の教頭としての職務の重要性に鑑み、教育に関する理念や識見及び優れた資質能力を有する人材を広く求めるために実施した。

(1) 選考対象者

県内の国・公立学校に勤務する職員で、令和5年3月31日に次の①、②、③のいずれも満たす者とする。

- ① 教育に関する職に10年以上ある者
- ② 年齢が40歳以上の者
- ③ 小学校・中学校の教諭の専修免許状若しくは一種（一級）免許状、高等学校の教諭の専修（一級）免許状若しくは一種（二級）免許状、養護教諭の専修免許状若しくは一種（一級）免許状、特別支援学校の自立教科教諭の一種免許状を所持している者

(2) 選考方法

① 第1次選考

出願者全員に「論述試験－実践レポート－」を提出させた。

② 第2次選考

第1次選考結果により、令和4年11月5日(土)県総合社会教育センターにおいて、「小論文」及び「面接」を行った。

(3) 出願状況

項目	年 齢				計
	40～44	45～49	50～54	55～59	
第1次選考対象者数	1	39	64	8	112
第2次選考対象者数	0	13	28	1	42
昇任者数	0	1	14	0	15

5 教 員

令和5年度教員採用候補者選考の第一次試験は、令和4年7月23日（土）、青森北高等学校、青森商業高等学校、青森東高等学校及び都道府県会館（東京都）の4会場において、筆記試験（一般・教職教養及び教科専門（小学校は全教科））を実施した。

第二次試験は、第一次試験通過者を対象に、令和4年9月23日（金）、24日（土）、青森高等学校及び青森西高等学校において小論文、面接（集団討論・個人面接）、適性検査、実技試験を実施した。実技試験は、中学校及び高等学校については音楽、美術、保健体育（水泳を除く。）、家庭、英語を行った。

また、昨年度に引き続き、スポーツの分野において特に優秀な実績を有する者を対象とした「スポーツ特別選考」、障害がある者がより受験しやすいよう障害の種類や程度に応じて必要な配慮をする「障害者特別選考」及び民間企業等の勤務経験があり、優れた知識・技能を有する人材を学校教育に積極的に活用していくため、「社会人特別選考」を実施した。

令和5年度青森県公立学校教員採用候補者選考試験総括表

区分 校種等	応募者数 (一般選考+特別選考)			総受験者数 (スガ特選後通過者を含む)			採用候補者合計 (一般選考+特別選考)			辞退者数 (採用延期者を含む)			本採用者数		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
小学校	(6) 79	(22) 117	(28) 196	(6) 76	(21) 113	(27) 189	(2) 46	(13) 88	(15) 134	3	(2) 10	(2) 13	(2) 43	(11) 79	(13) 122
中学校	国語	7 (3) 18	(3) 25	7 (2) 18	(2) 25	2 (2) 10	(2) 12		1 (0) 1	(0) 2	(2) 9	(2) 11			
	社会	(14) 56	(11) 17	(25) 73	(13) 55	(11) 17	(24) 72	11	(2) 3	(2) 14		(0) 0	(0) 11	(2) 3	(2) 14
	数学	(1) 35	(3) 20	(4) 55	(1) 32	(3) 18	(4) 50	14	(2) 9	(2) 23	1	(0) 1	(0) 16	(2) 9	(2) 25
	理科	(3) 14	(1) 3	(4) 17	(3) 14	(1) 3	(4) 17	(2) 7	2	(2) 9	1	(1) 1	(2) 6	(0) 2	(2) 8
	音楽	(1) 6	(1) 30	(2) 36	(1) 6	(1) 29	(2) 35		(1) 5	(1) 5		1 (0) 1	(0) 0	(1) 5	(1) 5
	美術			6	6		6		2	2		1 (0) 1	(0) 0	(0) 1	(0) 1
	保健体育	(8) 71	(9) 30	(17) 101	(8) 68	(9) 29	(17) 97	(3) 4	(1) 4	(4) 8		(0) 0	(3) 4	(1) 4	(4) 8
	技術	9 (1)	(1) 9	9	9 (1)	(1) 9	2 (1)	(1) 2				(0) 0	(0) 2	(1) 0	(1) 2
	家庭	1	7	8	1	7	8	1	2	3	1	(0) 1	(0) 0	(0) 2	(0) 2
	英語	(1) 13	(2) 34	(3) 47	(1) 13	(2) 30	(3) 43	3	8	11		(0) 0	(1) 3	(0) 8	(0) 11
小計	(28) 212	(31) 165	(59) 377	(27) 205	(30) 157	(57) 362	(5) 44	(9) 45	(14) 89	(0) 3	(0) 3	(0) 6	(5) 44	(9) 43	(14) 87
高等学校	国語	11	10	21	10	10	20		1	1		(0) 0	(0) 0	(0) 1	(0) 1
	公民	(2) 23	(4) 6	(6) 29	(2) 20	(4) 2	(6) 22	(1) 1	(2)	(3) 1		(0) 0	(1) 1	(2) 0	(3) 1
	地理歴史	(1) 32	8	(1) 40	(1) 30	8	(1) 38	(1) 1		(1) 1		(0) 0	(1) 1	(0) 0	(1) 1
	数学	(1) 27	7	(1) 34	(1) 26	7	(1) 33	(1) 1		(1) 1		(0) 0	(1) 2	(0) 0	(1) 2
	物理	11	1	12	10	1	11	1		1		(0) 0	(0) 1	(0) 0	(0) 1
	化学	12	2	14	12	1	13	1		1		(0) 0	(0) 1	(0) 0	(0) 1
	生物	(2) 5	5	(2) 10	(1) 5	5	(1) 10	(1)		(1) 1		(0) 0	(1) 0	(0) 1	(1) 1
	美術		9	9		9	9			1	1		(0) 0	(0) 0	(0) 1
	書道	3	(2) 5	(2) 8	3	(2) 5	(2) 8		(1) 1	(1) 1		(0) 0	(0) 0	(1) 1	(1) 1
	保健体育	(17) 74	(7) 23	(24) 97	(16) 72	(7) 21	(23) 93	(2) 2	(1)	(3) 2		(0) 0	(2) 2	(1) 0	(3) 2
	家庭	4	14	18	4	12	16			2	2		(0) 0	(0) 0	(0) 2
	英語	7	15	22	7	14	21		(1) 2	(1) 2		(0) 0	(0) 0	(1) 2	(1) 2
	農業	(2) 9	3	(2) 12	(2) 9	3	(2) 12	(2) 1		(2) 1		(0) 0	(2) 1	(0) 0	(2) 1
	工業(建築)	7	1	8	6	1	7	1		1		(0) 0	1	0	1
	工業(土木)	7		7	7		7	1		1		(0) 0	1	0	1
水産(水産食品)			0			0			0		(0) 0	0	0	0	
水産(水産工)	1		1	1		1	1		1		(0) 0	1	0	1	
情報	(3) 14	(1) 3	(4) 17	(3) 14	3	(3) 17	1		1		(0) 0	(0) 1	(0) 0	(0) 1	
小計	(28) 247	(14) 112	(42) 359	(26) 236	(13) 102	(39) 338	(8) 12	(5) 8	(13) 20	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(8) 13	(5) 8	(13) 21
特別支援学校	(62)	(67)	(129)	(59)	(64)	(123)	(15)	(27)	(42)	(0)	(2)	(2)	(15)	(25)	(40)
養護教諭		76	76		75	75	0	5	5		0	0	7	7	
栄養教諭	2	18	20	2	17	19	0	2	2			0	2	2	
合計	602	555	1,157	578	528	1,106	(117)	(175)	292	6	15	21	115	164	279

() は特別支援学校で外数

「辞退者数」には、教職大学院進学予定者及び在学中の採用候補者における次年度以降への採用延期者(小学校3名、中学校1名)を含む。

2節 退職勧奨

1 学校職員の退職勧奨基準

学校職員（県立学校の職員及び市町村立学校の県費負担教職員をいう。以下「職員」という。）に係る退職の勧奨については、公務能率の維持向上を図ること等を目的とし、毎年度この基準の定めるところにより行うものとする。

- (1) 各年度における退職の勧奨は、満年齢が50歳以上で、かつ、退職日における勤続期間が20年以上の職員のうち、退職の勧奨を行うことを適当と認める職員について行う。
- (2) 退職の勧奨を受けて退職する職員の退職日は、原則として勧奨を受けた年度の末日（以下「原則退職日」という。）とする。ただし、特別の事情が認められる場合は、原則退職日の前日までに退職させることができる。
- (3) 退職の勧奨の実施に関し必要な事項は、教育長が定める。

令和4年度末勧奨退職者数

校職種	小学校				中学校				県立学校 (高校・特別支援)				計			
	校	教	その	計	校	教	その	計	校	教	その	計	校	教	その	計
	長	員	他の職員		長	員	他の職員		長	員	他の職員		長	員	他の職員	
東青	-	6	-	6	-	2	-	2	-	-	-	-	-	8	-	8
西北	1	11	-	12	-	3	-	3	-	-	-	-	1	14	-	15
中南	-	6	-	6	-	2	1	3	-	-	-	-	-	8	1	9
上北	-	4	-	4	-	1	-	1	-	-	-	-	-	5	-	5
下北	-	4	-	4	-	0	-	0	-	-	-	-	-	4	-	4
三八	-	10	-	10	-	3	-	3	-	-	-	-	-	13	-	13
県立	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12	-	12	-	12	-	12
計	1	41	-	42	-	11	1	12	-	12	-	12	1	64	1	66

4章 給 与 等

1 令和4年度における人事委員会勧告

令和4年10月11日、人事委員会は、県議会及び知事に対して職員の給与等に関する報告を行い、併せて、地方公務員法に定める給与決定の原則により、生計費、国及び他の地方公共団体の職員の給与、民間事業の従事者の給与、その他の事情を考慮し、総合的に判断して、次のとおり勧告した。

「勧告の概要」

○ 本年の給与の改定

(1) 給料表

- ・職員給与が民間給与を1,085円（0.31%）下回る
- ・人事院勧告の内容に準じ、初任給及び若年層の給料月額を引上げ改定（行政職：大卒程度に係る初任給を3,000円、高卒程度に係る初任給を4,000円引上げ。これを踏まえ、30歳台半ばまでの職員が在職する号給について所要の改定）

(2) 期末手当・勤勉手当

- ・民間の支給割合との均衡を図るため4.20月分→4.30月分に引上げ
- ・勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分

(3) 実施時期

- ・給料表：令和4年4月1日
- ・勤勉手当：令和4年12月1日

2 給 与 改 定

令和4年11月の定例県議会において給与改定に係る給与条例が改正され、公布の日（令和4年12月16日）から施行され、令和4年4月1日から適用された。

5章 免 許

令和4年度教員免許状授与件数

(幼・小・中・特別支援学校、養護教諭、栄養教諭)

校種 種別	幼稚園	小学校	中 学 校													特別支援学校	特別支援学校 (理療)	養護教諭	栄養教諭
			国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	保健	技術	家庭	職業	外国語	宗教				
専修	1	9	2	2	6	7	1		1	2	1	1		2		25	3		2
一種	65	133	31	32	23	48	5	5	50	18	11	10		27	260	29		48	6
二種	297	15	1				1		1		2			10	15	57		8	5
特別																			
臨時	5	118	4	2	5		1	3	2	3	1	3		1	25	34		7	
計	368	275	38	36	34	55	8	8	54	23	15	14		40	325	123		65	11

(高等学校)

教科・科目 種別	国語	地理歴史	公民	数学	理科	音楽	美術	工芸	書道	保健体育	保健	看護	家庭	家庭実習	情報	情報実習	農業	農業実習	工業	商業	水産	福祉	外国語	合計
一種	30	26	35	39	61	5	6	1	1	63	18	1	9	11		10	2	12	13				30	373
特別												1		15					1					17
臨時	2	2		1	2	1			2	1	2	4	1	2	4	1		5	1	2	2	2	4	39
計	34	30	36	46	75	7	6	1	3	65	22	6	11	2	31	1	10	2	18	15	2	2	36	461

令和4年度免許法認定講習受講者

会場	免許状の種類	科目区分	開設科目	受講者数	合格者数
青森市	特別支援一種・二種	特別支援教育	重複・LD等の教育	80	80
			視覚障害教育の教育課程・指導法	71	71
			知的障害教育総論	60	60
			聴覚障害児の心理・生理・病理	57	57
			肢体不自由教育総論	39	39
			特別支援教育概論	42	42
			病弱教育総論	43	43
計			7科目	392	392

令和4年度教員免許更新に係る修了確認等の状況

(旧免許状を所持する現職教員のうち、修了確認期限が令和5年3月31日である者)

(単位：名)

校種 種別	幼稚園			小学校			中学校			高等学校			特別支援学校			教育委員会職員等	合 計
	国立	公立	私立	国立	公立	私立	国立	公立	私立	国立	公立	私立	国立	公立	私立		
修了確認			1			3			2			3	4				13
受講免除													1				1
修了確認期限延期																	
計			1			3			2			3	5				14

令和4年度教員免許更新に係る修了確認等の状況

(新免許状を所持する現職教員のうち、有効期間の満了日が令和5年3月31日である者)

(単位：名)

校種 種別	幼稚園			小学校			中学校			高等学校			特別支援学校			教育委員会職員等	合 計
	国立	公立	私立	国立	公立	私立	国立	公立	私立	国立	公立	私立	国立	公立	私立		
有効期間更新			2			1						1	1		1		6
受講免除																	
有効期間延長																	
計			2			1						1	1		1		6

6章 教職員研修・教育研究

1節 教職員研修

教職員の資質向上を図るため、次のとおり研修及び研修への派遣を実施した。

1 幼稚園

名 称	人 員	期 間	場 所	内 容
幼稚園等新規採用教員研修	5	5月20日	県総合学校教育センター	○青森県の幼児教育 ○特別な配慮を要する幼児との関わり方 ○健やかな成長のための環境と習慣づくり ○図画工作科における指導と評価の一体化 ○「造形的な見方・考え方」を働かせて資質・能力を育成する造形遊び ○「音楽的な見方・考え方」を働かせて資質・能力を育成する表現活動 ○造形と音楽のコラボレーション ○これからの図工と音楽の授業づくり ○保護者理解と信頼関係を築くための対応
	1	6月21日～22日		○本人・保護者の思いによりそう教育相談 ○学校における教育相談の実際 ○保護者との面談
	8	7月1日		○素材に親しみ工夫して遊ぶためのつくる活動
	3	7月12日		○幼児期における発達の理解と幼小連携 ○保育の展開と援助の在り方
	6	9月30日		○「気になる子供」の視点でかわり方を見直す
	6	10月5日		○医師の視点からかわり方を見直す
幼稚園教育課程青森県研究協議会	88	8月18日	県総合学校教育センター	○研究実践発表（幼小接続、家庭や地域との連携） ○協議 ○講演

2 小 学 校

名 称	人 員	期 間	場 所	内 容
初任者研修 (実地研修)	50	4月～3月 (180～240時間)	勤務校	○教職教養 ○教育目標と実践計画 ○学級経営 ○授業研修等
初任者研修(校外研修)	50	4月～3月(12日間)		
学級経営基礎講座Ⅰ	50	5月10日～11日	県総合学校教育センター	○信頼関係を築き上げる学級経営への取組等
学習指導基礎講座Ⅰ	50	6月10日	県総合学校教育センター	○授業づくりの基礎・基本等
学級経営基礎講座Ⅱ	50	9月1日	県総合学校教育センター	○生徒指導・教員のメンタルヘルス等
学習指導基礎講座Ⅱ	50	11月2日	県総合学校教育センター	○情報モラルの指導・道徳科の展開等
学級経営基礎講座Ⅲ	50	1月19日	県総合学校教育センター	○学級経営の評価と改善
赴任時研修	50	4月1日	5教育事務所	○教師としての心構え・福利厚生と服务等
示範授業研修	50	5月～6月(1日)	5教育事務所	○示範授業参観、授業の在り方
一般授業研修Ⅰ	50	8月(1日)	5教育事務所	○学習指導案等作成
特別活動研修	50	9月～11月(1日)	5教育事務所	○特別活動の進め方
一般授業研修Ⅱ	50	1月(1日)	5教育事務所	○授業の評価、授業実践の結果と課題
まとめ研修	50	1月～2月(1日)	5教育事務所	○初任者研修の成果と課題等
フォローアップ (2年次) 研修	54	6月1日 12月16日	県総合学校教育センター	○キャリア教育の実際 ○学習指導 ○カリキュラム・マネジメントの実際
中堅教諭等 資質向上研 修(前期)	55	7月5日～6日 (ほか選択講座2日)	県総合学校教育センター	○児童生徒の理解と指導について ○“児童生徒が育つ”働きかけ ○特別の教科道徳の授業づくり等
中堅教諭等 資質向上研 修(後期)	23	7月7日～8日 12月15日～16日 (ほか選択講座4日)	県総合学校教育センター	○中堅教諭に必要なマネジメント意識 ○協働で取り組む特別支援教育等 ○PDCAサイクルを基にした授業の自己評価 ○中堅後期研修後に向けたキャリアデザイン等
教育課程研究集会(オンデマンド型)	1,851	7月～8月(1日)	6教育事務所	○小学校教育課程の諸問題の解明を図るための授業実践発表及び指導助言
道徳教育推進研修(行政法人教職員支援機構)	3	12月1日～28日 (任意の3日間)	(オンライン)	○道徳教育のマネジメント ○実践活動や体験活動を通じた道徳教育 ○特別の教科道徳の指導と評価 ○特別な支援を要する児童・生徒に対する道徳教育
教職員等中央研修	12	6月～1月	(オンライン・集合)	○学校組織マネジメント ○カリキュラムマネジメント ○リスクマネジメント ○研修成果の活用

※初任者研修、フォローアップ研修、中堅教諭等資質向上研修(前期・後期)には、中核市を含んでいない。

3 中 学 校

名 称	人 員	期 間	場 所	内 容
初任者研修 (実地研修)	31	4月～3月 (180～240時間)	勤務校	○教職教養 ○教育目標と実践計画 ○学級経営 ○授業研修等
初任者研修 (校外研修)	31	4月～3月(12日間)		
学級経営基礎講座Ⅰ	31	5月9日	県総合学校教育センター	○学級経営の意義とねらい等
教科等教育基礎講座Ⅰ	31	6月8日～9日	県総合学校教育センター	○子どもが主体的・対話的で深い学びに向かう授業づくり等
学級経営基礎講座Ⅱ	31	8月25日	県総合学校教育センター	○生徒指導の進め方等
教科等教育基礎講座Ⅱ	31	10月13日	県総合学校教育センター	○教科指導におけるICT活用等
教科等教育基礎講座Ⅲ	31	11月16日	県総合学校教育センター	○情報モラルの指導、授業実践を振り返って等
赴任時研修	31	4月1日	4 教育事務所	○教師としての心構え・福利厚生と服務等
示範授業研修	31	5月～6月(1日)	4 教育事務所	○示範授業参観、授業の在り方
一般授業研修Ⅰ	31	8月(1日)	4 教育事務所	○学習指導案等作成
特別活動研修	31	9月～11月(1日)	4 教育事務所	○特別活動の進め方
一般授業研修Ⅱ	31	1月(1日)	4 教育事務所	○授業の評価、授業実践の結果と課題
まとめ研修	31	1月～2月(1日)	4 教育事務所	○初任者研修の成果と課題等
フォローアップ (2年次) 研修	28	6月1日 12月16日	県総合学校教育センター	○キャリア教育の実際 ○学習指導 ○カリキュラム・マネジメントの実践
中堅教諭等 資質向上研 修(前期)	23	7月5日～6日 (ほか選択講座2日)	県総合学校教育センター	○学習指導 ○組織的対応の在り方
中堅教諭等 資質向上研 修(後期)	22	7月7日～8日 12月15日～16日 (ほか選択講座4日)	県総合学校教育センター	○スクールマネジメント等に関する講座(2日) ○授業実践力向上に関する講座(2日)
教育課程研究集 会(資料研修)	2,357	7月～8月(1日)	6 教育事務所	○中学校教育課程の実施に向けた資料による研修
道徳教育推進研修 (行政法人教職員 支援機構)	2	12月1日～28日 (任意の3日間)	(オンライン)	○道徳教育のマネジメント ○実践活動や体験活動を通じた道徳教育 ○特別の教科道徳の指導と評価 ○特別な支援を要する児童・生徒に対する道徳教育
全国キャリア教育・進路指導担当者等研究協議会	2	10月21日	(オンライン)	○キャリア教育リーフレットシリーズの発行について ○キャリアパスポートの展開
教職員等中央研修	13	6月～1月	(オンライン集合)	○学校組織マネジメント ○カリキュラムマネジメント ○リスクマネジメント ○研修成果の活用

※初任者研修、フォローアップ研修、中堅教諭等資質向上研修(前期・後期)には、中核市を含んでいない。

4 高等学校

名 称	人 員	期 間	場 所	内 容
初任者研修 (実地研修) 180時間以上	25	4月～3月	各勤務校	○教職教養 ○教育目標と実践計画 ○授業研究 ○生徒指導と進路指導
初任者研修 (校外研修) 12日	25	4月～3月	県総合学校教育センター等	○教職員の服務、社会人としてのマナー ○授業で身に付けさせたい力 ○特別支援教育の視点に立った授業づくり ○授業実践の基礎 ○協力校の授業参観と研究協議 ○生徒理解への取組 ○情報モラル教育 ○特別支援学校の教育について ○1年間の研修を振り返る
フォローアップ (2年次) 研修	38	5月17日～18日	県総合学校教育センター	○教材研究 ○模擬授業と指導の工夫 ○ホームルーム経営
中堅教諭等 資質向上研 修(前期)	64	5月23日 9月13日	県総合学校教育センター等	○前期中堅教員に期待すること ○いじめ・不登校のない学校づくり ○主体的・対話的で深い学びの視点で行う授業改善
中堅教諭等 資質向上研 修(後期)	59	6月28日～29日 8月26日 12月9日	県総合学校教育センター等	○温かい人間関係づくり ○資質・能力を育む授業づくりに向けて ○後期中堅教諭に期待すること
教務主任連 絡協議会	80	4月19日	県総合学校教育センター	○令和4年度学校教育指導の方針と重点の趣旨 ○関係事業説明、分掌事務遂行の留意点の周知徹底
教務主任研 究協議会	74	10月25日	県総合学校教育センター	○「主体的・対話的で深い学び」と「探究」 ○ワークショップ
県立学校長 研究協議会	46	7月11日	県総合学校教育センター	○講演 ○研究協議、情報交換
県立学校教 頭研究協議 会	74	6月23日	県総合学校教育センター	○講演 ○研究協議、情報交換

名 称	人 員	期 間	場 所	内 容
教職員等中央研修	22	5月～1月	(オンライン)	○教育指導と学校管理 ○教育課程の編成と管理 ○学校指導の原理と方法 ○生徒指導・進路指導の原理と方法
進路指導主事研究協議会	78	4月20日	県総合学校教育センター	○講演 ○研究協議、情報交換
生徒指導主事研究協議会		6月8日 (資料配付)		○県内の生徒指導等の状況について ○生徒指導上の諸課題における多機関連携に関する講演 ○各学校の生徒指導に係る取組に関する協議
全国キャリア教育・進路指導担当者等研究協議会	3	10月	(オンライン)	○これからのキャリア教育の在り方や具体的な手法・実践等についての研究協議・情報交換
キャリア教育指導者養成研修	2	8月23日～26日	パレブラン高志会館(富山市)	○発達段階に応じたキャリア教育の在り方、校内外の連携を踏まえたキャリア教育推進のための具体的な手立て
産業・情報技術等指導者養成研修	工業 1 看護 1 情報 1	8月23日～8月31日 8月3日～8月5日 8月3日～8月5日	(オンライン) (オンライン) 大阪芸術大学	○各教科における授業改善に関する講義と演習
学校農業クラブ・学校家庭クラブ指導者養成講座	家庭 1 農業 1	8月3日 8月11日～13日	(オンライン) (オンライン)	○家庭クラブ指導者の資質の向上 ○農業クラブ指導者の資質の向上
学校教育の情報化指導者養成研修	① 10 ② 3	8月1日～8月31日 の任意の3日間 11月28日～11月30日	(オンライン) (オンライン)	○各学校における学校教育の情報化を組織的に推進する指導者として必要な知識等の習得

5 特別支援学校

名 称	人 員	期 間	場 所	内 容
初任者研修 (実地研修) 240時間以上	36	4月～3月	各勤務校	○教職教養 ○教育目標と実践計画 ○授業研究 ○生徒指導と進路指導
初任者研修 (校外研修) 21日	36	4月～3月	県総合学校教育センター等	○教職員の服務・福利厚生 ○特別支援教育の概要 ○一人一人のニーズに応じた指導 ○学級経営の基礎・基本 ○小学校の授業参観・協議 ○生徒指導上の課題への対応 ○救急法 ○福祉施設等見学 ○研修の意義・まとめ
フォローアップ (2年次) 研修	32	9月21日～22日	県総合学校教育センター	○授業改善 ○授業検討
中堅教諭等資質 向上研修(前期) (校内研修) 5日	26	4月～3月	各勤務校	○授業研究・教材研究 ○研修のまとめ
中堅教諭等資質 向上研修(前期) (校外研修) 4日	26	4月～3月	県総合学校教育センター等	○関係機関との連携 ○効果的なT T ○授業改善 ○キャリア教育
中堅教諭等資質 向上研修(後期) (校内研修) 7日	31	4月～3月	各勤務校	○授業研究・教材研究 ○研修のまとめ
中堅教諭等資質 向上研修(後期) (校外研修) 8日	31	4月～3月	県総合学校教育センター等	○関係機関との連携 ○学校課題とその対応 ○授業の課題分析 ○思考法の活用
教務主任連 絡協議会・ 研究協議会	21	4月19日 10月25日	県総合学校教育センター	○講話 ○研究協議
県立学校長 研究協議会	21	7月11日	県総合学校教育センター	○関係事業等説明
県立学校教頭 研究協議会	25	6月21日	県総合学校教育センター	○関係事業等説明

名 称	人 員	期 間	場 所	内 容
教職員等中央研修	4	6月～1月	オンライン又はつくば中央研修センター	○講義 ○研究協議
進路指導主事研究協議会	21	4月20日	県総合学校教育センター	○講義 ○研究協議
研究主任研究協議会	21	5月6日 1月13日	(オンライン)	○講義 ○研究協議
生徒指導主事研究協議会	21	4月27日	県総合学校教育センター	○情報提供 ○講演 ○研究協議
特別支援教育新担当教員研修会		6月～9月 (資料配付)	各教育事務所管内	○情報提供
特別支援教育専門研修	6	5月～7月 9月～11月 令和5年 1月～3月	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所(オンライン及び集合・宿泊型研修)	○講義 ○研究協議
特別研究員(地域連携型)	1	4月11日～ 令和5年3月17日	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所	○研究
交流及び共同学習推進指導者研究協議会	1	11月25日	(オンライン)	○講義 ○研究協議
ICT活用に関わる指導者研究協議会	2	7月21日～22日		○講義 ○研究協議

6 生徒指導等

名 称	人 員	期 間	場 所	内 容
生徒指導基幹研修	4	6月1日～6月3日	Zoomミーティングによるオンライン	○生徒指導に関する現状と課題 ○生徒指導における事例研究及び演習 ○不登校、いじめ、自殺問題への対応
今日から始めるいじめ対策研修講座	34	5月13日	県総合学校教育センター	○いじめについての認識と理解 ○いじめの理解といじめ防止のための取組
今日から始める不登校対策研修講座	35	8月31日	県総合学校教育センター	○不登校児童生徒の理解・対応とチーム連携

7 大学院教員派遣

(1) 大学院派遣

県内の公立小学校、中学校、高等学校、特別支援学校に勤務する教員を大学院に派遣し、その資質の向上を図る。

派 遣 先	人 員	研修期間	専攻／コース
上越教育大学院	中 学 校 1	令和4年 4月1日～ 令和6年 3月31日	教育実践高度化 ／学校教育実践研究
	特別支援学校 1		教育実践高度化 ／発達支援教育実践研究
兵庫教育大学大学院	中 学 校 1		教育実践高度化 ／言語系教科マネジメント

(2) 教職大学院派遣

県内の公立小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校に勤務する教員を弘前大学大学院教育学研究科教職実践専攻（教職大学院）に派遣し、教育実践力を身に付けたミドルリーダーの育成を図る。

派 遣 先	人 員	研修期間	専攻／コース
弘前大学教職大学院	小 学 校 1	令和4年 4月1日～ 令和6年 3月31日	教育実践／ミドルリーダー養成
	中 学 校 4		
	高 等 学 校 2		
	特別支援学校 1		

8 指導改善研修

本県では、平成15年度から、児童等への指導が不適切な教員を「研修措置教員」に認定し、県総合学校教育センターや所属校等において研修を行う「研修措置制度」を実施してきた。

一方、指導が不適切な教員に対する人事管理について、各都道府県教育委員会の制度の内容や運用にばらつきがあったため、全国的な教育水準の確保を図る観点から、平成19年6月に教育公務員特例法が改正された。

同法の改正により、本県では、平成20年度より、研修措置制度に代えて、児童等に対する指導が不適切であると認定した教諭等に対し、その能力、適性等に応じて、指導の改善を図るために必要な事項に関する研修（指導改善研修）を実施した。

なお、指導改善研修と研修措置制度とは、研修期間（指導改善研修は最長2年、研修措置制度の研修は最長3年）以外に、大きな違いはない。

(1) 対象教員

県教育委員会の任命に係る教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員（条件付採用期間中の職員、臨時的任用職員、会計年度任用職員及び暫定再任用職員を除く。）

(2) 指導改善研修対象教員の定義

教員に求められる資質能力に課題があり、児童等を適切に指導できないため、教育活動に支障をきたし、児童等に対しての責任が果たせないことから、指導改善研修を受講させる必要のある教員をいう。ただし、疾病により児童等を適切に指導できない者を除く。

(3) 指導改善研修対象教員の認定までの対応

学校における対応	<ul style="list-style-type: none">・指導が不適切な教員の実態把握・校内での指導又は研修と「指導・観察記録簿」等の作成・指導の改善が見られない教員について教育委員会へ報告
市町村教育委員会における対応	<ul style="list-style-type: none">・報告内容の精査・確認・県教育委員会への指導改善研修対象教員の認定申請
県教育委員会における対応	<ul style="list-style-type: none">・申請（県立学校の場合は、報告）内容の精査・確認・指導改善研修対象教員審査会への審査依頼・指導改善研修対象教員の認定

(4) 研修の実施

指導改善研修対象教員ごとに個別の研修プログラムを作成し、原則として1年間、学校、県総合学校教育センター等において、研修を実施する。

(5) 研修後の措置

当該教員の指導の改善の程度	研修後の措置
指導が改善し、児童等に対して適切に指導を行える程度	本来の職務への復帰
児童等に対する指導が不適切であるが、更に指導改善研修を行えば、適切に指導を行える程度までの改善が見込まれる程度	研修期間の延長
児童等に対する指導が不適切であり、適切に指導を行える程度まで改善する余地がない程度	職種変更
	退職の勧奨
	分限免職

※ 指導改善研修対象教員の状況
対象教員なし

2節 教育研究

1 研究指定校

(1) 文部科学省指定校

① 道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業

学 校 名	研 究 内 容
階上町立石鉢小学校 階上町立道仏中学校	・教員の道徳教育に係る指導力向上 ・小・中学校の連携を意識した道徳教育の推進 ・道徳科の授業公開の実施

② スーパーサイエンスハイスクール

学 校 名	研 究 内 容
県立弘前南高等学校	科学教育プロジェクト～地域に学び社会に貢献する科学技術人材の育成～
県立青森高等学校	学際的研究により新たな価値を創出できる国際的な科学技術系人材の育成

(2) 国立教育政策研究所指定校

教育課程実践検証協力校事業

学 校 名	実 践 検 証 内 容
階上町立赤保内小学校	各教科等の教育課程に関するもの（特別活動）
県立田名部高等学校	各教科等の教育課程に関するもの（地理歴史）

(3) 青森県教育委員会指定校

① ドリカム人づくり推進事業

学 校 名	研 究 主 題
七 戸 養 護 学 校	造形活動 — 生きることへの自信と豊かな心の育成 —
三本木農業高等学校 三本木農業恵拓高等学校	しあわせプロジェクト 3rd ～志+支=幸 地域活性をここから～
百 石 高 等 学 校	地産地消レシピコンテスト開催 (百高カップ2022)
八 戸 商 業 高 等 学 校	IT×八商×地域で、地域の魅力発信!
八 戸 東 高 等 学 校	「表現科20年目の挑戦」
県 立 盲 学 校	「私達が考える、私達の盲学校・聾学校～矢田前から安田へ、そして未来へ～」
むつ工業高等学校	「心を継ぐ、ものづくり・ひとづくり」
柏木農業高等学校	「地域の稀少生物の復活・地域農業と特産品の活性化をめざして」
む つ 養 護 学 校	下北から学び、下北と共に活動し、下北に貢献するチーム“6245むつようご”～チームワーク、フットワーク、ネットワークで“わく2”～
十和田工業高等学校	地域産業の未来づくりに貢献!ものづくり、ひとづくり 育成プラン
青森工業高等学校	「ものづくりコンテスト」挑戦の経験を通じた「地域とのものづくり交流」!!
木 造 高 等 学 校	木造(きづくり)・人づくり・地域づくり ～「MAP (Mokko Asumiru Project)」～
青森中央高等学校	青森から発信!世界に届け平和のメッセージ
弘前第一養護学校	「弘一番☆を目指した地域とつながろうキャリアUPプロジェクト」
青 森 聾 学 校	広がれ!手話の魅力～届け、私たちの思い～
名久井農業高等学校	ガラスの七変化～廃棄ガラスの有効活用を目指して～
八 戸 工 業 高 等 学 校	地域に発信!!SDGs (連携校:十和田工業高等学校)
八 戸 高 等 学 校	三八地区連携プロジェクト (連携校:八戸北高等学校 八戸東高等学校 八戸西高等学校)
青 森 南 高 等 学 校	青い森高校生読み聞かせ推進事業 (連携校:青森中央高等学校)
三沢高等学校定時制の課程	わくわくハイスクール 地域産業や郷土の文化を学ぶ (連携校:八戸中央高等学校)

② 持続可能な地域づくり「あおり創造学」プロジェクト事業

	学校名	研究主題
1	青森高等学校(普通科)	Infinite Intelligence Research Program
2	青森西高等学校(普通科)	「あおり創造学」青森セレクトプロジェクト～観光資源研究と成果の還元～
3	青森東高等学校(普通科)	「あおり創造学」青東バージョン「地域探究」
4	青森南高等学校 (普通科・外国語科)	南高のバトン
5	弘前高等学校(普通科)	「あおり創造学」弘前高校バージョン～地域に根ざしたアイデンティティの形成～
6	弘前中央高等学校(普通科)	Sakura Time
7	八戸高等学校(普通科)	八戸発見学～地元の「強み」を見てみよう
8	八戸北高等学校(普通科)	「あおり創造学」in八北～きざはしから見る八戸の未来
9	木造高等学校(総合学科)	木造(きづくり)・人づくり・地域づくり～「MAP(Mokko Asumiru Project)」～
10	五所川原高等学校 (普通科・理数科)	力行タイム「SD探究」
11	野辺地高等学校(普通科)	「あおり創造学」「野高コンパス」自分らしく考える(オリジナリティ)力の育成を目指して～地域の探究や防災の地意識を生かした地域活性化に向けて
12	七戸高等学校(総合学科)	世界遺産・二ツ森貝塚の里、七戸町から青森の未来を支える人財育成プロジェクト
13	六ヶ所高等学校(普通科)	「あおり創造学」～ROHS[R0kkasho High School & R0kkasho Our Heritage Studies]私たちの六ヶ所を受け継ごうプロジェクト～
14	三本木高等学校(普通科)	「あおり創造学」三本木高校×地域研究×SDGs
15	三沢高等学校(普通科)	「あおり創造学」～モスプロでみさわを輝かせよう～
16	田名部高等学校(普通科)	「探究理解」～あおり創造学～
17	大間高等学校(普通科)	「あおり創造学」下北の底デカ発見隊 ～北通り3町村編～
18	三戸高等学校(普通科)	三戸みらい創生プロジェクト
19	五所川原農林高等学校 (農業科)	地域を救うリンゴ高密度植栽培への挑戦

	学校名	研究主題
20	柏木農業高等学校(農業科)	青森県特産物の活用による地域農業振興と郷土愛の醸成をめざして
21	名久井農業高等学校(農業科)	エコロジー学園なのう～将来を見据えた攻めの環境対策～
22	八戸工業高等学校(工業科)	「あおり創造学」地元ファンづくりプロジェクト～技術継承で地域社会をつくる～
23	五所川原工業高等学校五所川原工科高等学校 (普通科・工業科)	地域のSDGs～持続可能な地域を目指して
24	弘前実業高等学校 (商業科・家庭科・体育科)	各科の特色を活かした「地域課題の掘り起こしと解決法の提案」(農・商・家・体のチャレンジ)
25	三沢商業高等学校(商業科)	三沢市の魅力大発信!～青森県の人口減少・少子化に歯止めをかけよう～
26	八戸中央高等学校 (定時制 普通科)	地域連携と防災意識の向上～津波避難ビルの活用～

③ いきいき青森っ子健康づくり事業(健康教育実践研究校)

学 校 名	趣 旨
聖 アルバン 幼稚園 十和田カトリック幼稚園 蓬田村立蓬田小学校 中泊町立武田小学校 階上町立石鉢小学校 藤崎町立明德中学校 東北町立東北中学校 むつ市立大畑中学校 県立弘前高等学校 県立三沢高等学校 県立八戸高等支援学校	健康課題解決のため、学校、家庭及び地域と連携しながら、発達の段階に応じた具体的な指導内容、指導方法についての研究を行い、主体的に健康づくりに取り組む児童、生徒の育成に資する。

④ 青森県交通安全推進地区

学 校 名	趣 旨
鶴田町立鶴田小学校	児童生徒等の交通安全行動の定着化を図るため、学校を中心とする地域全体の交通安全意識の高揚に努める。

⑤ 命を守る！防災教育推進事業（令和3年度～令和4年度）

学 校 名	趣 旨
外ヶ浜町立三厩中学校 深浦町立修道小学校 弘前市立石川小学校 三沢市立第三中学校 むつ市立川内小学校 八戸市立三条中学校	子どもたちが防災に係る正しい知識を身に付け、自然災害発生時に適切に対応できる資質・能力の向上を図るための防災教育モデルを構築し、広く普及させるため、地域と連携した防災教育や教科等横断的な防災教育の在り方について研究する。

⑥ LD、ADHD等の児童生徒に対する通級による指導の在り方に関する研究事業

学 校 名	趣 旨
青森市立浪打小学校 青森市立長島小学校 青森市立浪打中学校 青森市立浦町中学校 平内町立小湊小学校 外ヶ浜町立蟹田小学校 つがる市立向陽小学校 五所川原市立中央小学校 弘前市立大成小学校 弘前市立岩木小学校 弘前市立福村小学校 弘前市立東中学校 弘前市立津軽中学校 黒石市立黒石小学校 平川市立金田小学校 十和田市立三本木小学校 十和田市立三本木中学校 三沢市立上久保小学校 三沢市立第一中学校 野辺地町立若葉小学校 七戸町立七戸小学校 むつ市立第二田名部小学校 八戸市立城下小学校 八戸市立湊小学校 八戸市立根岸小学校 八戸市立第二中学校 八戸市立第三中学校 三戸町立三戸中学校 五戸町立五戸小学校 階上町立赤保内小学校	LD、ADHD等の児童生徒を対象とした通級による指導の在り方

⑦ 特別支援学校技能検定事業

区 分	学 校 名	趣 旨
高等部を設置する県立特別支援学校（技能検定の対象となる特別支援学校）	県立盲学校	地域の企業等との連携・協働により「夢や志」をもち、チャレンジする心をはぐくむための青森県版「特別支援学校技能検定」を開発・実施するなど、生徒の進路実現のための体制整備を進めることによって特別支援学校におけるキャリア教育及び職業教育の充実を図る。
	県立青森聾学校	
	県立青森第二養護学校	
	県立青森若葉養護学校	
	県立青森第一高等養護学校	
	県立青森第二高等養護学校	
	県立弘前第一養護学校	
	県立弘前第二養護学校	
	県立八戸第一養護学校	
	県立八戸高等支援学校	
	県立森田養護学校	
	県立黒石養護学校	
	県立浪岡養護学校	
県立七戸養護学校		
県立むつ養護学校		
高等部を設置していない県立特別支援学校	県立八戸盲学校	
	県立弘前聾学校	
	県立八戸聾学校	
	県立青森第一養護学校	
	県立八戸第二養護学校	

(4) その他の公的団体からの指定校

「生きる力をはぐくむ歯・口の健康づくり推進事業

～望ましい生活習慣の形成を目指して～」（一般社団法人日本学校歯科医会）

学 校 名	趣 旨
横浜町立横浜中学校	健康な生活を営むために必要な基本的な生活習慣を身に付け、よりよい生活を築こうとする実践的な態度の育成

7章 教職員の福利厚生

1節 福利厚生の概要

1 組合員、会員

(1) 公立学校共済組合青森支部

令和4年度末における組合員数は、13,024人で前年度と比較し253人の増となった。

組合員数と被扶養者数

(5.3.31現在)

種 別	組 合 員 数	被 扶 養 者 数	組 合 員 1 人 当 たり 被 扶 養 者 数
一 般 組 合 員	11,024人	8,315人	0.75人
船 員 組 合 員	23	28	1.22
短 期 組 合 員	1,691	402	0.24
任 意 継 続 組 合 員	286	174	0.61
計	13,024	8,919	0.68

(2) (一財)青森県教職員互助会

教職員互助会の令和4年度末における会員数は、11,918人で前年度より66人減となり、加入率は93.2%となった。

① 会員数、給料、掛金

(5.3.31現在)

会 員 数	会 員 1 人 当 たり の 平 均 給 料 の 月 額	会 員 1 人 当 たり の 平 均 掛 金 の 月 額
11,918人	352,286円	2,466円

② 4年度中の加入及び退会状況

区 分	3年度末 現 在	4 年 度			4年度末 現 在
		加 入	退 職・退 会	増 減	
会 員	11,984人	782人	848人	△66人	11,918人

2 給 付 等

(1) 公立学校共済組合青森支部

① 掛金、負担金収入

短期の掛金、負担金収入は、前年度と比較すると269,531千円増となった。

また、長期関係の掛金、負担金収入は、前年度と比較すると874,439千円減となった。

収入状況

(単位：千円)

種 別	掛 金	負 担 金	計
短 期	4,237,701	4,108,326	8,346,027
厚 生 年 金 保 険	6,791,550	11,391,274	18,182,824
退 職 等 年 金	556,937	556,942	1,113,879
経 過 的 長 期	-	130,043	130,043

② 短期給付

短期給付（法定給付及び附加給付等）の支出総額は、3,512,688千円でその主なものは、医療費で全体の89%を占め、3,121,715千円となった。

法定給付

種 別	件 数	日 数	金 額	1 件当たり	
				日 数	金 額
本 人 医 療 費	176,551件	255,426日	1,749,548,615円	1.4日	9,910円
家 族 医 療 費	114,238	177,003	1,048,332,414	1.5	9,177
高 額 医 療 費	2,408		244,719,651		101,628
出 産 費	144		61,765,558		428,927
家 族 出 産 費	40		16,778,773		419,469
埋 葬 料	14		700,000		50,000
家 族 埋 葬 料	4		200,000		50,000
直 営 保 健 給 付	15	22	157,136	1.5	10,476
傷 病 手 当 金	151	3,091	32,719,580	20.5	216,686
休 業 手 当 金	2	40	292,800	20.0	146,400
育 児 休 業 手 当 金	1,501	29,913	259,681,042	19.9	173,005
介 護 休 業 手 当 金	33	503	5,583,438	15.2	169,195
計	295,101	465,998	3,420,479,007		

附加給付

種 別	件 数	金 額	種 別	件 数	金 額
本人医療費	2,068 件	54,540,100 円	埋 葬 料	14 件	350,000円
家族医療費	891	24,417,400	家族埋葬料	4	100,000
出 産 費	146	7,300,000	傷病手当金	22	3,601,734
家族出産費	38	1,900,000			
			計	3,183	92,209,234

(2) (一財) 青森県教職員互助会

令和4年度の収支は、収入377,372千円に対し、支出は411,427千円で当期収支差額は△34,055千円となった。

① 収入状況

種 別	金 額
基本財産運用収入	基本財産利息収入 16円
掛金収入	掛金収入 352,687,325
事業収入	生活資金貸付償還金収入 16,046,000
	生活資金貸付手数料収入 297,904
	つなぎ融資貸付償還金収入 2,176,108
	つなぎ融資貸付手数料収入 3,414
負担金収入	芸術鑑賞補助負担金収入 2,342,800
	スポーツ観戦補助負担金収入 0
雑収入	受取利息収入等 2,540
その他	3,815,839
計	377,371,946

② 支出状況

種 別	件 数	金 額	備 考
医療費補助金	57,005件	205,765,556円	1件当たりの平均 3,610円
入院見舞金	1,463	6,190,500	本人 500円 (906件) 被扶養者 500円 (557件)
死亡弔慰金	16	3,150,000	本人 250,000円 (11件) 配偶者 100,000円 (3件) 家族 50,000円 (2件)
災害見舞金	2	300,000	150,000円
結婚祝金	154	7,700,000	50,000円
出産祝金・見舞金	182	6,370,000	本人 35,000円 (144件) 被扶養者 35,000円 (38件)
入学・卒業祝金	1,214	12,140,000	被扶養者である子 10,000円 (800件) 被扶養者でない子 10,000円 (414件)
無給付者褒賞金	1,945	9,725,000	5,000円

種 別	件 数	金 額	備 考
退 職 慰 労 金	522件	24,160,000円	在会10年以上20年未満 30,000円 (52件) 在会20年以上30年未満 40,000円 (90件) 在会30年以上 (380件)
妊 婦 支 援 補 助	182	5,460,000	本 人 30,000円 (150件) 被扶養者 30,000円 (32件)
リフレッシュ助成	659	11,030,000	在会20年 10,000円 (215件) 在会30年 20,000円 (444件)
遺 児 給 付 金	5	1,250,000	250,000円
育 児 支 援 金	138	2,760,000	20,000円
施 設 利 用 補 助	4,251	4,251,000	1泊につき 1,000円
芸 術 鑑 賞 補 助 事 業	774	4,316,000	
スポーツ観戦補助事業	220	301,988	
ドック負担金補助事業	1,609	6,752,000	宿 泊 10,000円 (275件) 一 日 3,000円 (1,334件)
予防接種負担金補助事業	1,778	1,778,000	1,000円
生 活 資 金 貸 付	42	19,900,000	
つ な ぎ 融 資 貸 付	6	4,046,748	
厚生文化事業補助金		1,284,987	
図 書 館 図 書 贈 呈 費		2,999,692	
芸 術 文 化 奨 励 費		1,000,000	
学 校 図 書 贈 呈 費		24,850,000	県内の公立小・中学校 1校当たり 50,000円 小学校319校 中学校178校
教育振興事業補助金		60,000	
職員給与・事務費等		39,457,639	
特定資産取得支出等		4,425,596	
そ の 他		2,177	
計		411,426,883	

2節 福利厚生事業

1 貸付事業

(1) 公立学校共済組合青森支部

貸付状況

(単位：千円)

貸付種別	令和3年度		令和4年度		比較増減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
一般	50	71,100	38	50,900	△ 12	△ 20,200
住宅	5	59,100	4	29,500	△ 1	△ 29,600
教育	15	30,300	8	15,600	△ 7	△ 14,700
結婚	1	1,000	0	0	△ 1	△ 1,000
医療	2	2,400	1	1,200	△ 1	△ 1,200
葬祭	0	0	0	0	0	0
災害	0	0	0	0	0	0
介護構造	0	0	0	0	0	0
高額医療	0	0	0	0	0	0
出産	0	0	0	0	0	0
計	73	163,900	51	97,200	△ 22	△ 66,700

(2) (一財) 青森県教職員互助会

貸付状況

(単位：千円)

貸付種別	令和3年度		令和4年度		比較増減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
生活資金貸付	28	13,200	42	19,900	14	6,700
つなぎ融資貸付	4	3,470	6	4,047	2	577

2 教職員の健康管理

令和4年度は、以下の事業を実施した。

健康管理事業

(単位：千円)

事業名	場所	対象	人数	金額
特定健康診査	指定医療機関	※1	1,018	8,160
特定保健指導	指定医療機関	※2	481	7,791
宿泊ドック	東北中央病院	47歳、54歳、60歳の組合員	327	24,070
一日ドック	県内19健診機関	27歳、32歳、37歳、41歳、44歳、47歳、50歳、52歳、54歳、56歳、58歳、60歳、62歳、64歳の組合員	2,126	66,477
ヤングヘルスチェック	県内14検診機関	24歳、27歳、30歳、32歳、34歳、37歳、39歳の組合員	350	4,706
脳検診	県内12検診機関	40歳、46歳、51歳、55歳、59歳の組合員	740	15,577
乳がん検診	県内17検診機関	30歳以上の女性組合員	2,701	15,105
子宮がん検診	県内14検診機関	女性組合員	2,747	12,412
大腸がん検診	県内13検診機関	30歳以上の組合員	2,957	5,544
歯科健診	県内医療機関	25歳、30歳、35歳、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳の組合員	398	1,870
被扶養者一日ドック	県内18健診機関	30歳、35歳、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳の被扶養者	129	2,870
へるすあっぷセミナー	学習動画配信	組合員とその家族	182	1,364
こころの健康相談	県内4医療機関	組合員と被扶養者	7	46
管理監督者のメンタルヘルス研修会	学習動画配信	組合員	192	338
トータルヘルスチェックWEB事業	パソコン・携帯電話等	組合員と被扶養者	28,567	157
歩こう歩けばコンペ2022	－	組合員	3,201	8,556
がん検診コールリコール事業	－	組合員	34	18
復職支援プログラム【職場復帰編】	－	組合員	15	1,302
復職支援プログラム【休養編】	－	組合員	11	50
職場の健康教育支援事業	県内22か所	組合員	636	392
健診フォローアップ事業	県内2か所	組合員	17	0
職場で取り組む教職員のストレスチェック事業	23所属所	希望する所属所	447	1,041
産業カウンセラー派遣事業	県内22か所	組合員	177	1,004
ヘルスリテラシー普及事業	－	組合員	409	770
生活習慣病重症化予防事業	－	組合員	1,649	441
個人向けインセンティブ健康ポイント付与事業	－	組合員	408	881
トータルライフサポート事業（健康づくり編）	－	組合員	－	4,625
計			49,926	185,567

※1 40歳以上75歳未満の被扶養者、任意継続組合員とその被扶養者

※2 特定健康診査の結果により動機付け支援又は積極的支援に該当した者

3 その他の厚生事業等

令和4年度は、以下の事業を実施した。

一般事業

(単位：千円)

事業名	実施内容	人数等	金額
ライフデザインセミナー (退職準備型)	55歳以上の組合員とその家族を対象に、退職後を見通した生活設計セミナーをオンライン開催	140	70
ライフデザインセミナー (生活充実型)	組合員とその家族を対象に、生涯生活設計を支援するためのセミナーをオンライン開催	68	0
退職手続きガイドブック の配付	定年及び勤奨で退職する組合員に「退職前後の手続きガイドブック」を配付	500	525
しおり等の発行	「福利厚生としおり」の配付	2,600	1,980
健康づくり情報誌配付	「健診案内」、「健康相談ポスター」、「健康カレンダー」を全組合員又は全所属所に配付	14,060	1,948
育児情報誌配付	出産した組合員及び被扶養者に対し、育児情報誌を配付	517	1,209
育児セミナー	育児中の組合員に対して、育児情報を提供するセミナーをオンラインで開催	27	198
認知症予防教室	組合員及びその家族を対象に、認知症に対する正しい理解と知識を持つための教室をオンライン開催	106	440
トータルライフサポート 事業(一般事業編)	組合員の多様なニーズに対応するため、福利厚生代行業者に一般事業を委託し実施	-	10,967
職場復帰訓練(試し出勤) 傷害保険負担事業	精神性疾患により休職している組合員の職場復帰に向けた訓練(試し出勤)中に発生した災害の補償を行うための傷害保険料を負担	28	64
計		18,046	17,401

8章 教職員の人事評価制度

1 導入経緯

平成26年5月14日の地方公務員法の一部改正により、勤務成績の評定制度が廃止され、平成28年4月1日から新たに人事評価制度を導入するとともに、その人事評価の結果を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用することとされた。

このことから、平成20年度から実施してきた教職員の人材育成・評価制度の目的を踏まえて、教職員の能力と業績を適正に評価し、支援することにより、本県の教育力を充実させ、郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓く児童生徒を育成するため、教職員の人事評価制度を導入した。

2 制度の目的

教職員の人事評価制度においては、能力評価及び業績評価を通して、教職員の資質能力の向上及び学校組織の活性化を図ることを主な目的とする。

- ・ 能力評価では、教職員が、経験や職制に応じて発揮することが求められる能力について理解し、評価者との面談や自己評価等を通して、自己の長所・短所、特性、課題等を自覚するとともに、評価者が勤務状況を把握し、教職員にきめ細かな指導・助言を行う。
- ・ 業績評価では、学校目標を踏まえた自己目標を設定することにより、学校目標・経営方針や教科・学年・分掌等の目標と自己目標とのつながりが明確となり、また、達成すべき目標を学校全体で共有することで、組織の一員としての自覚を高める。

3 制度の概要

(1) 能力評価及び業績評価の内容

評価の構成	評価の内容
能力評価	職員が職務遂行の過程で発揮した意欲及び能力を標準職務遂行能力及び評価基準に基づき評価する。
	「意欲」：職務遂行の根幹にある取組姿勢 「能力」：職務遂行の中で発揮された能力（行動力）等
業績評価	職員が職務遂行上の目標（以下「自己目標」という。）を設定した職務等の業績を評価基準に基づき評価する。 評価は、目標管理の手法を用いて評価する。
	「業績」：職務遂行の中で自己目標の達成状況や自己目標以外で成果を上げた取組等

(2) 評価期間及び評価基準日

職員区分	評価の内容	評価期間	評価基準日
教育職	能力評価	4月1日から翌年の3月31日まで	2月1日
	業績評価	4月1日から翌年の3月31日まで	2月1日
行政職等	能力評価	10月1日から翌年の9月30日まで	9月1日
	業績評価（前期）	4月1日から9月30日まで	9月1日
	業績評価（後期）	10月1日から翌年の3月31日まで	2月1日

※ 会計年度任用職員については、任用期間に応じた評価期間・評価基準日により、能力評価及び業績評価を実施。